

返戻金について

当社の紹介により入社した求職者が、勤務開始後 3 ヶ月以内に自己都合を理由として短期退職した場合には、求人者から受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返金いたします。

1 ヶ月未満で退職した場合	80%に相当する額
3 ヶ月未満で退職した場合	50%に相当する額

なお、契約書・覚書等で別途定めた場合は当該定めによります。

株式会社ステップアップ

11-ユ-300550